

赤穂市健康増進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 赤穂市健康増進計画の策定に資するため、赤穂市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するために、赤穂市健康増進計画の策定に関する事項について審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、保健医療関係団体、食育活動関係機関及び識見を有する者等の中から、市長が委嘱する。

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、全ての委員を委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は公開とする。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第 8 条

委員会が必要と認めるときは、委員会に、検討部会を設置することができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。